

# 第 6 回

## 鹿角市農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 9 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和4年度 第6回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月9日(金) 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 (11名)

1番	田口	元	2番	小笠原	正光
3番	中村	和廣	4番	安保	春喜
5番	石鳥谷	義行	7番	阿部	聖
8番	福島	美紀子	9番	成田	彩子
10番	阿部	弘子	11番	児玉	廣進
13番	兎澤	悦雄			

4 欠席委員 (2名)

6番	高谷	秀和	12番	柳沢	誠
----	----	----	-----	----	---

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長あいさつ
- 第3 会務報告
- 第4 議事録署名委員の選出
- 第5 議案審議

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第28号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について

議案第29号 鹿角市農業委員会による意見書の提出について

第6 その他

第7 閉会

6 事務局職員

事務局長	山崎	孝人	主幹	阿部	友美範
主任	柳澤	将太			

7 議事録署名委員 1番 田口 元 委員

11番 児玉 廣進 委員

8 会議の概要

事務局長	<p>それでは、修礼を行いますので、皆様ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11名でございます。欠席委員は6番の高谷委員、12番柳沢委員でございます。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。</p>
------	---

<p>会 長 事 務 局 長</p>	<p>ただいまより鹿角市農業委員会第6回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶申し上げます。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここからは鹿角市農業委員会規則第11条の規定によりまして、会長が議長を務めます。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>それでは、最初に、事務局より会務報告を行います。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、よろしくご了承いただきたいと思います。</p>
<p>議 長 委 員 一 同 議 長</p>	<p>それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それでは、ご異議ないようですので、私から指名いたします。 1番の田口元委員、それから11番の児玉廣進委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。よろしくお願いを申し上げます。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 石 鳥 谷 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長</p>	<p>それでは、最初に、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページをお開きください。 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、所有権移転の無償が2件、田んぼが6筆、18,882㎡、畑が1筆、1,208㎡となっております。 3ページをお開きください。 【受付番号22番から23番を議案書を基に説明】 続きまして、現地報告の一覧表をご覧ください。 受付番号22番につきまして、8月26日に確認いただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。また、受付番号23番につきましては、生前一括贈与のため現地確認を行っておりません。 以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、現地確認を行った委員より何か補足があればご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 特に補足はありません。 ほかの委員より何かご質問があれば発言願います。 (「なし」の声) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>

<p>委員一同 議長 議長 事務局</p>	<p>(「異議なし」の声) そのように決定します。 それでは、次に、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 4ページをお開きください。</p>
	<p>議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、永年が4件、田んぼが2筆、791㎡。畑が3筆、749㎡。 5ページをご覧ください。</p> <p><b>【受付番号19番から22番を議案書を基に説明】</b></p> <p>次に位置図を確認ください。</p> <p>1ページの受付番号19番については、鹿角市役所花輪支所の西に位置する農地です。今回の転用は福士川の拡幅工事の関係で、現在住んでいる家を立ち退かねばならなくなったため、新たに家を建設するという計画です。2ページに利用計画図を載せております。</p> <p>3ページの受付番号20番については、稲村橋の南側に位置している農地です。4ページに利用計画図を載せております。</p> <p>5ページの受付番号21番については、先ほどの受付番号20番の隣接の農地です。6ページに利用計画図を載せております。</p> <p>7ページの受付番号22番については、八幡平中学校の西側に位置している農地です。8ページに利用計画図を載せております。</p> <p>現地確認については、8月26日、29日に確認いただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地確認を行った委員より何か補足があればご発言いただきたいと思っております。何かございませんか。</p>
<p>石鳥谷委員 議長</p>	<p>特に補足はありません。 ほかの委員より何かご質問があれば発言願います。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(「なし」の声) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(「異議なし」の声) そのように決定します。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>それでは、次に、議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。 7ページをお開きください。 議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請について。</p>

<p>議 長 石鳥谷委員 議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>通達に基づき承認申請が別紙のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、永年が1件、畑が1筆、430㎡。 8ページをご覧ください。</p> <p><b>【受付番号4番を議案書を基に説明】</b></p> <p>位置図の9ページをご覧ください。こちらは毛馬内住宅の北側に位置している農地です。10、11ページをご覧くださいますと住宅や車庫等の変更点を確認していただけたと思います。</p> <p>現地確認については、8月29日に確認いただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらも現地確認に行った委員より何か補足があれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>特に問題になるようなことはありませんでした。以前に申請上がったときにも確認して承認しておりますので、問題ないと思っております。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>次に、議案第28号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>議案第28号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、6年未満が1件、畑が2筆、4,281㎡、6年から9年が1件、畑が1筆、1,489㎡、10年以上が2件、畑が13筆、18万5,529㎡です。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定</p> <p><b>【受付番号238番と241番、特例事業受付番号4番を議案書を基に説明】</b></p> <p>以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたけれども、何かご意見、ご質問ございましたらご発言願います。</p>

委員一同	(「ありません」の声)
議長	よろしいですか。(「はい」の声あり)
	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第29号 鹿角市農業委員会による意見書の提出について、事務局の説明を求めます。
事務局	13ページをお開き願います。
	議案第29号鹿角市農業委員会による意見書の提出について、農地の利用等における最適化推進を効率的かつ効果的に実施するため、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、鹿角市農業施策に係る意見書の提出について意見を求めます。
	本件については、先日の農地パトロール会議においても説明させていただきましたが、昨今の農業情勢や豪雨災害等を踏まえ、鹿角市農業委員会では初となる意見書を、市長に手渡すものであります。
	意見書は次のページですが、農地パトロール会議と同様な内容ですけれども、全部で8項目にまとめております。
	1番水田活用の直接支払交付金の見直しについて、2番燃料費、肥料等農業資材価格高騰に対する支援について、3番農業農村整備事業の推進について、4番日本型直接支払制度の推進について、5番新規就農者育成総合対策について、6番災害復旧支援対策について、7番有害鳥獣等対策について、8番農業情勢の急激な変化に伴う農業者への支援についてです。
	以上、8項目について、来年度以降の予算や今後の施策に盛り込んでいただくようお願いするものです。
	何卒、採択いただきますようお願い申し上げます。
議長	説明が終わりましたので、ご質問等がありましたらご発言願います。
	特にありませんか。
委員一同	「なし」の声
議長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。